

「令和6年能登半島地震」に伴う被災者支援一覧

被災した市民の皆様に対して、県と市などの主な支援をまとめました。詳しくは問合せ先にご連絡ください。

令和7年8月8日現在

		項目	内容	問合せ先																												
被災者の生活確保	総相 合談	① 被災に関する困り ごとの各種相談	市民課総合窓口(市役所1階)にて相談を受けて、担当課に 案内	市民課 74-8100																												
	見舞金・義援金	② 富山県共同募金 会による見舞金の 支給	住宅の全壊世帯に2万円、大規模半壊～半壊世帯に1万円	氷見市共同 募金委員会 (氷見市社会 福祉協議会) 74-8407																												
		③ 災害障害見舞金の 支給	被災により心身に重度の障害を受けた世帯の生計維持者 に250万円 その他の人に125万円	福祉介護課 74-8111																												
		④ 災害義援金	県と市が受付けた義援金を、人的被害と全壊から一部損壊 までの被害の区分により配分(一次～三次計)(単位 万円) <table><tr><td></td><td>全壊</td><td>大規模 半壊</td><td>中規模 半壊</td><td>半壊</td><td>準半壊</td><td>一部 損壊</td></tr><tr><td>県</td><td>180.0</td><td>135.0</td><td>90.0</td><td>45.0</td><td>18.0</td><td>6.0</td></tr><tr><td>市</td><td>25.0</td><td>17.5</td><td>12.5</td><td>5.0</td><td>2.5</td><td>1.3</td></tr><tr><td>計</td><td>205.0</td><td>152.5</td><td>102.5</td><td>50.0</td><td>20.5</td><td>7.3</td></tr></table>		全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊	県	180.0	135.0	90.0	45.0	18.0	6.0	市	25.0	17.5	12.5	5.0	2.5	1.3	計	205.0	152.5	102.5	50.0	20.5	7.3	会計課 74-8121
			全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊																								
	県	180.0	135.0	90.0	45.0	18.0	6.0																									
	市	25.0	17.5	12.5	5.0	2.5	1.3																									
	計	205.0	152.5	102.5	50.0	20.5	7.3																									
	⑤ 災害弔慰金	災害により死亡された遺族に支給 支給額 ○生計維持者 500万円 ○その他の者 250万円	福祉介護課 74-8111																													
	生活 支援	資料 ⑥ 被災者生活再建 支援金の支給	住宅の全壊～準半壊した世帯などに、被害の程度に応じて 被災世帯に300万円～10万円(1人世帯の場合は3/4) 申請期限 ○基礎支援金 令和8年1月31日 ○加算支援金 令和9年1月31日	市民課 74-8010																												
	資金貸付	⑦ 生活福祉資金 (緊急小口資金)の 特例貸し付け	被災した世帯に緊急・一時的に必要な生活費を貸し付 け 限度額 原則10万円以内(特例の場合は20万円以内)	氷見市社会 福祉協議会 74-8407																												
		⑧ 災害復旧資金の貸 し付け	勤労者またはその家族に住宅の復旧などに必要な資金を 貸し付け 限度額 150万円	北陸労働金 庫の各支店																												
⑨ 住宅融資		被災した住宅を対象に、(独)住宅金融支援機構の災害復 興住宅融資などを適用 ※長期・固定金利、補修も対象、築年数制限なし	住宅金融 支援機構 0120-086-353																													
⑩ 住宅ローンなどの 減額・免除		被災した個人、個人事業者を対象に住宅ローンなどを減 額、免除 ※債務者の財産や収入など一定の要件あり	北陸財務局 076-292-7859																													
建物などの 解体撤去	⑪ 危険老朽空き家等 解体支援補助金	空き家の解体撤去費用の3分の2を補助 限度額 ○危険老朽空き家 50万円 ○老朽空き家(S56.5.31以前に建築)30万円	未来戦略課 74-8075																													
	⑫ 鳥居や石灯籠等 解体・撤去の補償	自治会等が管理する神社内の鳥居や石灯籠等の解体・撤去にか かる市積算額か実際にかかった費用のいずれか低い金額の補償	環境保全課 74-8082																													

項目			内容	問合せ先
被災者の生活確保	災害ごみ	⑬ 災害ごみの仮置場での受け入れ	災害ごみの仮置場をふれあいの森第2駐車場に開設し、公費解体及び自費解体に伴う災害ごみを受け入れ 受入日時 平日、第2・4土曜日 午前9時～11時 午後1時～3時	環境保全課 74-8082
	住宅の確保	⑭ 県営住宅の一時提供	住宅が全壊、半壊した人に県営住宅を6か月間提供。家賃、敷金は免除。共益費、光熱水費は自己負担	県建築住宅課 076-444-3358
		⑮ 住宅の部分修理	住宅が準半壊以上の被害を受け、屋根や窓、トイレ、浴槽など、生活に不可欠な部分の応急修理を市が業者と契約して実施 限度額 ○全壊、半壊 70万6000円 ○準半壊 34万3000円 完了期限 令和7年10月31日	都市計画課 74-8078
		⑯ 木造住宅耐震改修等の補助	住宅が準半壊以上の被害で、耐震診断により耐震性不十分と判断された家屋の建て替えや耐震改修費用の補助 対象工事 基礎補強工事を含む建て替えや基礎補強または沈下傾斜対策工事を含む耐震改修 限度額 対象経費の5分の4か140万円の低い額	都市計画課 74-8079
		⑰ 被災者定住支援(住宅取得)	住宅が半壊以上の世帯又は応急住宅の提供を受けた世帯が、居住用として住宅を取得した費用(新築:10分の1中古:2分の1)を補助 限度額 50万円	未来戦略課 74-8075
		⑱ 被災者定住支援(空き家リフォーム)	住宅が半壊以上の世帯又は応急住宅の提供を受けた世帯が、居住用として空き家をリフォームした工事費用の2分の1を補助 限度額 100万円	未来戦略課 74-8075
		⑲ 宅地液状化等復旧支援の補助	液状化の発生により、準半壊以上の被害を受けた住宅が存する宅地等の復旧工事費用の補助 対象工事 被災宅地の原形復旧を基本とした復旧工事や地盤改良工事、住宅基礎の傾斜修復工事 限度額 対象工事費－50万円×3分の2(上限766.6万円)	都市計画課 74-8079
		⑳ 隣家家屋境界壁養生の補償	長屋・町家形式家屋の公費解体に伴う隣接家屋境界壁の養生にかかる市積算額か実際にかかった費用のいずれか低い金額の補償	環境保全課 74-8082
		㉑ 浄化槽の修理等費用補助	住宅に設置されている被災した合併処理浄化槽本体の修理費用、入替費用を補助 補助額 国の承認を得た額	上下水道課 74-8207
		地域インフラ復旧支援	㉒ 地域コミュニティ施設等再建支援	被災した地域コミュニティ施設等の建替・修繕に要する経費の2分の1を補助 限度額 300万円
	㉓ 地域コミュニティ維持支援		①地域を離れた住民に自治会内の情報等を届ける経費の10分の10を補助 限度額 10万円 ②地域を離れた住民も参加できるイベント等の実施に係る経費の2分の1を補助 限度額 20万円	地域振興課 74-8013
	㉔ 小規模農業用施設の復旧		地域が主体的に行う小規模な農業用施設の復旧にかかる経費の10分の8を補助 限度額 80万円	ふるさと整備課 30-7011
	㉕ 農地利用効率化等支援交付金		農業用の施設や機械などに被害を受けた農業者を対象に、施設の再建や修繕などに要した経費を支援 対象経費 ①農産物の生産・加工に必要な施設や機械の再建、修繕、補強、または再取得に要した経費 ②被災した施設や農業用ハウスなどに流入した土砂の撤去費用 補助率 対象経費の4分の3以内	農林畜産課 74-8086

項目		内容	問合せ先
市税の減免など	㉔	被災代替家屋における固定資産税の減額	税務課 74-8045
	㉕	被災住宅用地における固定資産税の特例	税務課 74-8045
	㉖	納税(徴収)猶予	税務課 74-8041
	㉗	介護保険利用料の免除	福祉介護課 74-8066
	㉘	障害福祉サービス等の利用者負担額の免除	福祉介護課 74-8063
	㉙	国民健康保険一部負担金の免除	市民課 74-8061
	㉚	後期高齢者医療保険一部負担金の免除	市民課 74-8061
	㉛	国民年金保険料の納付免除	市民課 74-8054
	㉜	不動産取得税の減免	総合県税事務所 076-444-4505
事業者支援	相談	㉝ 災害に関する特別相談窓口	氷見商工会議所 中小企業相談所 74-1200
	補助金	㉞ 小規模事業者持続化補助金「災害支援枠」	
		㉟ なりわい再建支援補助金	県経営支援課 076-444-3962
		㊱ 専門家活用支援補助金	商工観光課 74-8105

資料 被災者生活再建支援金の支給

【支援金の支給額】

	基礎 支援金	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
ア.全壊 (損害割合50%以上) イ.解体※ (半壊解体、敷地被害解体)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	150万円
ウ.大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	100万円
エ.中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅を除く)	25万円	25万円
オ.半壊 (損害割合20%台) 【県事業】	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅を除く)	25万円	25万円
カ.準半壊 (損害割合10%台) 【市事業】	—	建設・購入	50万円	50万円
		補修	25万円	25万円
		賃貸(公営住宅を除く)	10万円	10万円

【留意事項】

○住宅の所有者であっても、実際に生活の本拠として居住していない場合は対象なりません。また、加算支援金で申請の再建先に居住しない場合も同様です。

○加算支援金は、被災直後一時的にアパートを借り、その後申請期限内に新築する場合、「賃貸」を申請、受給した後に「建設・購入」として2回目の申請を行うことができます。この場合、2回目は「賃貸」と「建設・購入」の差額金額を申請、受給することになります。

○「建設・購入」、「補修」のどちらかで申請した場合、生活再建は完了したとみなします。「補修」で申請、受給した場合、その後「建設・購入」の差額申請はできません。

○1人世帯の場合は、対象金額の3/4が支給されます。

※イ.解体は、大規模半壊～半壊のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、災害起因のやむを得ない理由により全部解体した場合

【申請期限】

基礎支援金…令和8年1月31日

加算支援金…令和9年1月31日

参考 災害公営住宅の建設

能登半島地震により、住宅を失い、自力で住宅再建が困難な被災者の住居を確保するため、旧栄町医師住宅敷地と比美乃江小学校サブグラウンドに加え、3棟目の建設地を上伊勢車庫敷地に決定しました。

(1)旧栄町医師住宅敷地

構造:鉄筋コンクリート3階建て

延べ床面積:約2,120㎡

整備施設:住戸21戸(2DK12戸、3DK9戸)

入居予定:令和8年秋頃

(2)比美乃江小学校サブグラウンド

構造:鉄筋コンクリート3階建て

延べ床面積:約2,020㎡

整備施設:住戸21戸(2DK12戸、3DK9戸)

入居予定:令和8年秋頃

(3)上伊勢車庫敷地

構造:鉄筋コンクリート3階建て

延べ床面積:約2,600㎡

整備施設:住戸27戸(2DK21戸、3DK6戸)

入居予定:令和9年春頃



-4-